

ニホンカモシカについて

ニホンカモシカとは

昭和9年（1934年）に史蹟名勝天然記念物保存法により天然記念物指定を受けましたが、戦後の密猟等による個体数の減少のため、昭和30年（1955年）に文化財保護法により特別天然記念物に指定された「文化財」です。近年は保護政策により個体数が回復し、分布域が拡大しています。

オス・メスともに体の大きさに差異はなく、成獣になると体長100～150cm程度、体重50kg程度あり、どちらにも角があり、群を作らず単独行動をし、個体ごとに縄張りを持っています。

岩場や急斜面のある森林に生息しており、主に低木の葉や芽、果実や草木を食べます。

分布域

本州・四国・九州の山岳地帯に生息していますが、近年は人里近くにも定住しています。北海道及び南西諸島には元から生息の痕跡がなく、中国地方は絶滅しているとされています。分布域の北限は青森県・下北半島で、南限は宮崎県です。

遭遇した場合の対応

カモシカは国の特別天然記念物に指定されているため保護の対象となっています。

○元気なカモシカを見た場合

そっと見守り、その場を離れてください。

むやみに近づいたり、触ろうとしないでください。カモシカは本来おとなしい動物であり、非常に臆病です。人間や他の動物に危害を加えることは滅多にありません。近づかずそのままにしておけば自然と山へ帰りますので、騒がずにその場を離れてください。

カモシカは、その臆病な習性から人間が近づくと追い詰められたと感じてパニックになり、逆に襲いかかってくることもあります。カモシカからすると体高の高い人間は、目の前に立たれただけで恐怖の対象です。

保護（捕獲）は原則として行っていませんが、生活安全上問題がある場合や自力で山へ戻るができないような場合は、保護（捕獲）しますので、教育委員会までご連絡ください。



○ケガや病気で動けないカモシカを見た場合

教育委員会までご連絡ください。

交通の妨げになるなどの場合を除き、できる限り動かさないでください。苦しんでいるからといって民間の鳥獣病院には持ち込まないでください。

○死んでいるカモシカを見た場合

教育委員会までご連絡ください。

検死・埋却などの手続きがあるため、交通の妨げになるなどの場合を除き、できる限り動かさないでください。

○子どものカモシカを見た場合

そっと見守り、速やかにその場を離れてください。

普通は近くに親がいます。見つけた人が親と離れて迷子になったと思い、保護することがありますが、人間の接近に警戒して姿を見せないだけで、保護しようとする子どもを守るために姿を見せて威嚇をしたり、襲いかかってきます。

子どもは一度保護すると野生復帰が難しくなるため、もし本当に親と離れて迷子になったとしても、保護しないでください。間違って保護した場合は速やかに保護地点に戻り放獣してください。

○上記以外の場合

教育委員会までご連絡ください。